

諫早湾干拓地農業者の募集上の注意事項

(公財)長崎県農業振興公社

募集の条件

[農地貸付の期間]

平成30年4月～平成35年3月31日

[公募の対象農地]

今回の公募農地は露地野菜のゾーンであることから、露地野菜経営を行う経営体を公募します。

ただし、4-4の圃場はハウス0.9haが設置されているので、施設+露地野菜経営を行うことができます。

[公募対象地域]

- ①入植者 長崎県及びその周辺地域
- ②増反者 長崎県内で、干拓地において農業を営む上で支障がない地域
- ③農地所有適格法人等 常時従事者たる構成員の居住地又は居住予定地が干拓地での農業経営に支障がない地域

[応募資格]

- ① 農業者、農地所有適格法人又は新たに農業者、農地所有適格法人になることが見込まれる者であり、認定農業者又は認定農業者となることが見込まれる者。
- ② 入植者又は増反者が60歳以上の者は、後継者が農業に従事しているか又は従事する見込みがある者。
- ③ 現入植者の規模拡大。

[営農条件（環境保全型農業）]

- ① 営農開始段階でエコファーマーであること。
- ② 平成諫早湾干拓土地改良区の組合員であること、又は組合員となること。
- ③ 干拓地での営農開始後5年以内に、長崎県特別栽培農産物又は有機栽培農産物の認証取得又は環境保全型農業直接支払制度の取組を実施することを目指すこと。
現入植者は、長崎県特別栽培農産物の認証を継続して更新すること、また5年以内に品目又は認証面積を拡大すること。あるいは環境保全型農業直接支払制度の取組を実施すること。
- ④ 環境保全型農業の推進に係る生産計画の作成や生産状況の記録及び保管などを行うこと。
- ⑤ 環境保全型農業の実施については、別途、県・公社と協定書を交わすものとする。

[入植に当たり付する条件]

(諫早湾干拓農地利用権設定に係る下記事項の「同意書」を提出する)

- ① 連帯保証人契約、あるいは1年間のリース料相当額の保証金を納入すること。
- ② リース料の滞納があった場合には、裁判例に照らし、利用権設定契約を解除できること。
- ③ その他、法令の規定、裁判例等に照らし、利用権の設定を受けた者が信義に反した行為をしたと判断される場合、利用権設定契約を解除できること。
- ④ 公社が営農者の経営状況を詳細に把握し、営農者の経営改善指導に活用するため、毎期ごとの決算書等（貸借対照表、損益計算書に加えて、農地所有適格法人にあっては、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳）を公社に提出すること。
- ⑤ 農地所有適格法人は、毎年度、農業委員会に提出する農地所有適格法人の実績報告書の写しを公社に提出すること。
- ⑥ 干拓地での営農開始後5年以内に、長崎県特別栽培農産物又は有機栽培農産物の認証取得又は環境保全型農業直接支払制度の取組を実施すること。
- ⑦ 審査委員会での審査、又は県及び公社が、営農状況やリース料の納入状況から、指導が必要と認める経営体については、経営向上取組経営体として県及び公社から技術・経営に関する指導を受けること。その際、必要な書類等を提出すること。
- ⑧ 5年後の再設定時にリース料の滞納があった場合は再設定を行わないこと。

※ 入植に際しては、上記の事項を記載した契約書を締結していただきます。

[募集期間]

平成29年12月22日（金）～平成30年1月22日（月）午後5時（必着）

[応募のための提出書類]

応募書類は、「新規入植者用」、「新規参入者用」及び「現入植者用」の3区分で、以下の①から④までの書類を提出してください。

- ※ 「新規入植者」とは、諫早湾干拓地以外の農業者（個人及び法人）をいいます。
「新規参入者」とは、新たに農業を始める者（個人及び法人）をいいます。
「現入植者」とは、現に諫早湾干拓地に入植している者をいいます。

- ① 諫早湾干拓農地借受申出書（様式第1号）
- ② 営農実績書（様式第2号）（現入植者は不要）
- ③ 営農計画書（様式第3号）
- ④ 農業に関する履歴（様式第4号又は様式第5号）（現入植者は不要）

[提出先]

〒854-0062 長崎県諫早市小船越町 3171 番地（農村婦人の家内）
(公財)長崎県農業振興公社諫早事務所

※ 応募書類 お問い合わせは、(公財)長崎県農業振興公社にご連絡ください。
なお、申出書は当公社のホームページからもダウンロードできます。
(公財)長崎県農業振興公社 TEL 0957-25-6421（直通）
FAX 0957-25-6425

(アドレス) [http:// ngskosha.server-shared.com/](http://ngskosha.server-shared.com/)